

南島原市地域クラブ活動に関する方針



令和6年3月

南島原市教育委員会

目 次

○はじめに	… 1
I 本方針策定の趣旨等	… 3
II 新たな地域クラブ活動	… 4
1 新たな地域クラブ活動の在り方	… 4
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	… 4
(1) 参加者	… 4
(2) 運営主体・実施主体	… 4
①統括組織の設置	
②地域スポーツ・文化団体等の連携強化	
③関係者間の連携体制の構築等	
(3) 指導者	… 5
①指導者の質の保証	
②適切な指導の実施	
③指導者の確保	
④教員等の兼職兼業	
(4) 活動内容	… 7
(5) 適切な休養日等の設定	… 7
① 休養日	
② 活動時間	
③ 活動場所	
④会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	
⑤保険の加入	
3 学校との連携等	… 9
4 地方公共団体における総合的・計画的な取組	… 9
(1) 地域クラブ推進計画	… 1 0
(2) 南島原市地域展開ロードマップ	… 1 0
III 大会等の在り方の見直し	… 1 1
1 児童生徒の大会等の参加機会の確保	… 1 1
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	… 1 1
(1) 大会等への参加の引率	… 1 1
(2) 大会運営への従事	… 1 1
3 児童生徒の安全確保	… 1 2
4 県大会をはじめとする大会等の在り方	… 1 2
■終わりに	… 1 4

はじめに

中学校部活動は、スポーツ・文化に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化振興を担ってきた。

また、中学校部活動は、生徒の体力や技能の向上に資するだけでなく、責任感や連帯感の涵養に資するなど、生徒にとって多様な経験を通しての学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかしながら、本市における近年の中学校部活動は、少子化による部員不足や競技の専門性を有した教職員の不足など様々な課題を抱えており、これらの課題は学校だけで解決することが難しくなってきている。

今後、本市において全ての児童生徒の豊かなスポーツ・文化活動を実現するためには学校と地域との連携・協働により、スポーツ・文化活動を地域で展開し、児童生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

令和4年12月27日にスポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動等に関する総合的なガイドライン」を示した。現在、中学校部活動の在り方を見直す部活動地域展開が、全国で進められている。スポーツ庁及び文化庁は「改革推進期間」に改め、目標時期にこだわらず「可能な限り早期の実現を目指す」としたガイドラインを2022年12月に取りまとめた。本市も、それに基づいて課題への対応や成果の普及を図りながら、段階的・計画的な地域展開を進めている。

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒のまちいし成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ Iは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスマントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることができないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が連携・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

地域展開は「休日の部活動の段階的な地域展開や合理的で効率的な部活動を推進」することとなっているが、日本スポーツ協会が行った調査において、休日の運動部活動が地域展開された場合に「自分が指導したい」と回答した教職員は26.1%（本市「指導したい」17% 「条件次第」41% 「続けたくない」39%）にとどまっていることからも、顧問となる教職員の負担感がうかがえる。中学校部活動の地域展開が教職員の働き方を変えることができるのは間違いない。

しかし、地域展開の本来の目的は、少子化が進展している現実を踏まえ、小中学生年代における持続可能なスポーツ・文化活動の環境を身近な地域で整えることである。持続可能な地域スポーツ・文化活動の地域展開を考える際に大きな課題となっているのが、「学校単位の部活動が基本であり、その延長線上に地域クラブがある」という考え方である。

本市において地域の実情を的確に捉え、自治体の一つの施策として、これまでの部活動を廃止し、新たな地域クラブ活動を地域で展開するために明確なゴールとロードマップを示す必要がある。

部活動が新たな地域クラブへと生まれ変わるために、新たな教育的価値をどう創造できるのかという議論を行っていくことが大切であり、「部活動の地域展開」という言葉を学校、地域、地域クラブ、保護者が一体となって「部活動を地域で展開する地域協働活動に移行する」という「地域展開」という言葉に変え、「地域展開」の目的を「児童生徒を中心に据えた持続可能で多様なスポーツ・文化活動環境を確保できる地域クラブの創造と継続」の一点に集約し、「地域クラブ化」を大原則としながら、学校施設を活動の場として利用したり、教職員も含めた様々な人が活動の担い手・支え手になり、活動の成果を披露する様々な場を整理していく必要がある。ゴールや方向性を明確にし、これまでと細かな相違や困難な点があったとしても、それを克服する姿を本市の子どもたちに見せることこそ、スポーツ・文化活動に育まれてきた大人たちの責任でもある。

これらを踏まえて中学校部活動の地域展開並びに地域の運営主体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）の創造を取り組むために、令和5年2月29日に策定された「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に基づいて本市の方針「南島原市地域クラブ活動に関する方針」を策定する。

I 本方針策定の趣旨等

- 1 本方針は、少子化の中でも将来にわたり、児童生徒がスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、中学校部活動が児童生徒にとって望ましいスポーツ・文化環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を創造するために必要な対応について、本市の考え方を示すものである。
- 2 地域クラブ活動の教育的意義や役割については、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びを通じてどのような力を高め、どのような子どもを育成しようとするのかなどの新しい価値が創出されるよう、小中学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えるものである。
また、中学校部活動の地域展開は、「児童生徒を中心に据えた持続可能で多様なスポーツ・文化活動環境を地域展開する地域クラブの創造と継続」という意識改革を行い、本市に設立される魅力ある地域クラブでの活動を希望するすべての児童生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の魅力を発信できるスポーツ・文化活動の創造を目指すものである。
- 3 本方針のうち「I 新たな地域クラブ活動」「II 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」「III 大会等の在り方の見直し」については、公立小・中学校の児童生徒の活動を主な対象とし、学校等の実情に応じて積極的に取り組む。
- 4 南島原市教育委員会は、スポーツ庁及び文化庁における今後の部活動改革の動向を踏まえ、適宜本方針の見直しを行う。
- 5 「南島原市運動・文化部活動の方針」は部活動の地域活動への移行が完了次第、廃止することとする。

II 新たな地域クラブ活動

公立小・中学校において、学校部活動及び社会体育活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、児童生徒のスポーツ・文化活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができる。

また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、スポーツ・文化の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた児童生徒のスポーツ・文化活動を新たに地域スポーツ・文化活動として創造するという視点も持ち、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等の方針とする。本市の関係スポーツ・文化団体等においては、団体の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから地域展開を進めていく。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

- (1) 市教育委員会は、地域の実情やニーズを把握し、児童生徒が生涯にわたってスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保し、児童生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化団体、学校等の関係者の理解と協力の下、児童生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する。
- (2) 地域クラブ活動を行う環境の整備は、県教育委員会が令和4年7月、令和4年10月に策定した「運動部活動地域展開推進計画」、「文化部活動地域展開推進計画」の地域展開モデル等、地域の実情に応じた各地域クラブ活動を統括する運営主体や、個別の地域クラブ活動を実際に実施する実施主体が進めることが考えられる。市教育委員会は、このような運営主体・実施主体等の整備、児童生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、児童生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化活動全体を振興する契機とする。
- (3) 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、総合型地域スポーツクラブの充実を図ることは、児童生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化活動を行える環境を整備することとなり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになる。

また、生涯を通じた運動習慣作りや文化等の愛好が促進されること、市民の体力向上を図り健やかな生活を営む資質を養うこと、行政やスポーツ・文化団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できる。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

従来の小学校社会体育・中学校部活動に所属していた児童生徒はもとより、参加を希望する全ての児童生徒を想定する。

(2) 運営主体・実施主体

① 地域スポーツ・文化団体等の整備充実

【地域総合他スポーツクラブ等】

ア 市教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営主体・実施主体等の整備充実を支援する。その際、運営主体・実施主体は、地域総合型スポーツクラブやスポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、民間事業者、フィットネスジムなど地域の実情に応じて多様なものが想定される。また、地域学校協働本部や保護者会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定される。

なお、市教育委員会が運営主体となることも想定される。

イ 市教育委員会並びに市スポーツ協会、競技団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』を運営主体・実施主体等に対して広く周知・徹底する。また、運営主体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠した運営を行うこととする。

【地域文化団体等】

市教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営主体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営主体・実施主体は、文化芸術団体等に加

え、地域学校協働本部や保護者会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。

なお、市教育委員会が運営主体となることも想定される。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 市教育委員会は、地域スポーツ・文化団体、学校、地域指導者、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化団体等での活動中の児童生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

（3）指導者

① 指導者の質の保証

【地域スポーツクラブ活動】

ア 市教育委員会は、児童生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

また、競技団体・スポーツ団体等は、児童生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 市スポーツ協会は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）における、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格取得を目指す制度設計に基づき、指導者資格取得の促進に取り組む。また、加盟・準加盟団体に対し、指導技術の担保や児童生徒の安全・健康面の配慮など、児童生徒への適切な指導力等の質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

ウ 関係スポーツ団体等は、パラスポーツ指導員資格取得の促進、研修会等への参加を推進する。

エ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、児童生徒を安全・健康管理等の面で支える。

オ 競技団体・スポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、日本スポーツ協会等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。県や市町などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

【地域文化クラブ活動】

ア 市教育委員会は、児童生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、文化芸術団体等は、児童生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保証するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、児童生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。また、指導者に当該行為が見ら

れた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、県及び市町など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進める。

ウ 文化芸術団体等は文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止及び安全管理を徹底し、体罰・暴言・ハラスメントを根絶する。市教育委員会は適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、児童生徒及び保護者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、学校と連携し、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

③ 指導者の確保

ア 地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、スポーツ・文化団体の指導者のか、外部指導者となっている人材の活用、退職教職員、教員等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 市教育委員会は、県と連携し、スポーツ・文化団体等の協力を得ながら、広域的な指導者の発掘・把握に努め、地域クラブ活動に協力可能な指導者の情報を地域クラブへ紹介する「人才リスト」を整備し、地域クラブ活動の運営主体・実施主体による指導者の配置を支援する。県との連携にも留意する。

ウ 市教育委員会及び地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、児童生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じＩＣＴを活用した遠隔指導ができる体制整備に努める。

④ 教員等の兼職兼業

ア 市教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。

イ 市教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 地域のスポーツ・文化団体等は、教員等を指導者として雇用等する際には、教員等の服務監督を行う市教育委員会の兼職兼業の方針等に基づき、居住地や、異動や退職等があっても当該教員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教員等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

エ 市教育委員会及び校長は、教員等が兼職兼業で地域のスポーツ・文化団体等の指導者として従事する労働時間等を把握・管理し、当該教員等の健康への留意な

ど適宜、指導助言を行う。

(4) 活動内容

- ア 地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、児童生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的な確保に努める。
- イ 地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、地域の実情に応じ、児童生徒の自主的自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に児童生徒が一緒に参画できるようにすることも視野に入れ、地域との連携に努める。
- ウ 地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化活動の情報等を児童生徒や保護者に対して提供する。

(5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会指向の強いものも含め、児童生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、児童生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「南島原市部活動の方針」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、児童生徒の成長や生活全般を見通し、運営主体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

①休養日

「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について（文献研究）」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）抜粋

※ジュニア期に中学生年代は含まれている。

- 1 16時間／週以上でスポーツ外傷・障害の発生率が高くなる。
 - 2 16時間／週以上で活動している女子は疲労骨折の罹患率が2倍であった。
 - 3 1週当たりのスポーツ活動時間が「年齢×1時間」より多い場合、特に重いスポーツ障害が発生する可能性が高い。
- 少なくとも1週間に1～2日以上休養日を設けること、さらに活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましい。

南島原市活動時間規程

- 週当たりの活動時間を15時間以内とし、適切に活動を設定すること
(※週二日以上の休養日の設定を必ず行うこと)

- 例 ○平日2回（1回90分）休日2回（4時間）
○平日1回（1回90分）休日2回（1日4時間、1日大会8時間）
○平日4回（1回2時間）休日（1回3時間）※現ガイドライン
○平日・休日でトータル15時間以内（ただし二日以上の休養日）

ア 平日・休日に実施する場合（平日・休日ともに地域クラブ活動）

　学期中は、週当たり2日以上の休養日を設けること。家庭の日（毎月第3日曜日）は活動を実施しない日と位置付けること。その際、休養日や家庭の日に大会参加等で活動した場合は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定する。

イ 休日のみ実施する場合（平日は部活動、休日は地域クラブ活動）

　原則として、土曜日及び日曜日のいずれか1日を休養日とし、家庭の日（毎月第3日曜日）は活動を実施しない日と位置付けること。その際、休養日や家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

ウ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、児童生徒が十分な休養を取ることができるように、ある程度長期の休養期間（オフシーズ）を設ける。

エ 地域クラブ活動として、平日の活動日が2日の場合は、土日（第3日曜日以外）の活動を認めるが、児童生徒の発達の段階に応じて適切に実施すること。

②活動時間

ア 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として4時間程度（準備・片付けを含めて）とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、休養日及び活動時間等を設定するにあたり、児童生徒が所属する学校等と活動計画の情報共有を図り、円滑な活動を推進する。

ウ 地域や学校の実情を踏まえた休養日及び活動時間等の設定については、学校と連携し、定期試験前後の一定期間等、地域クラブ単位で適切に計画すること。

③活動場所

ア 地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や、廃校施設も活用することができる。

イ 市教育委員会は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を運営する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 市教育委員会は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

エ 市教育委員会は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による学校の協議会等を通じて、前記アからウまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

オ 前記アからエまでについて、県や市町の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

④会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、受益者負担の原則を踏まえ、児童生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 市教育委員会は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、国の制度等を踏まえながら、経

済的に困窮する家庭の児童生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。

ウ 市教育委員会は、地域クラブ活動の運営主体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。

エ 地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

⑤保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、指導者や参加する児童生徒等に対して、責任の所在等を明確にし、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入する。

イ 各競技団体又は児童生徒のスポーツ・文化活動に関わる各分野の関係団体等は、競技・分野特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようとする。

3 学校との連携等

地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校とは違った場所で児童生徒が活躍することなど、児童生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

また、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

地域クラブ活動と学校部活動とでは、運営主体・実施主体や指導者が異なるため、学校の協議会等の場を活用し、地域クラブ活動の活動方針や活動計画、活動状況等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の児童生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で児童生徒の望ましい成長の場を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教員の知見も活用する。

市教育委員会は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営主体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

市教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化活動の内容等も児童生徒や保護者に周知するなど、児童生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

4 地方公共団体における総合的・計画的な取組

市教育委員会は、前記2を踏まえ、地域のスポーツ・文化団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化環境の方針、具体的な取組の内容、児童生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

(1) 地域クラブ推進計画

令和6年度スポーツ活動等普及奨励事業「放課後活動振興モデル事業」
南島原市教育委員会及び特定非営利活動法人コミュニティスポーツクラブTEAMひまわり

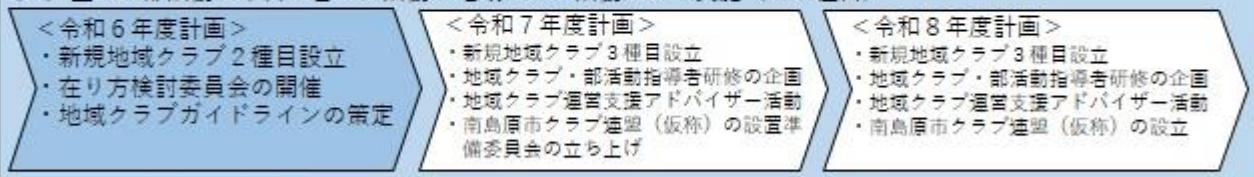
事業名：南島原市部活動地域移行推進事業及びGrow Sports 南島原（行政連携事業）

目的

- 南島原市ではこれから未来において児童生徒や地域の方、教職員が生き生きとスポーツ・文化活動に取り組めるよう、「TEAMひまわり」をはじめ、市内小・中学校、地域、関係団体と協力・連携し、部活動に代わる新たな南島原市モデルを創り出し、令和8年度末までに平日を含む部活動の地域移行完了を目指します。

【令和8年度末の成果目標】

- (1) 部活動の受け皿となる新規地域クラブの設立（8種目）
(2) 全ての部活動を平日も含めた活動を地域クラブ活動として実施（13種目）

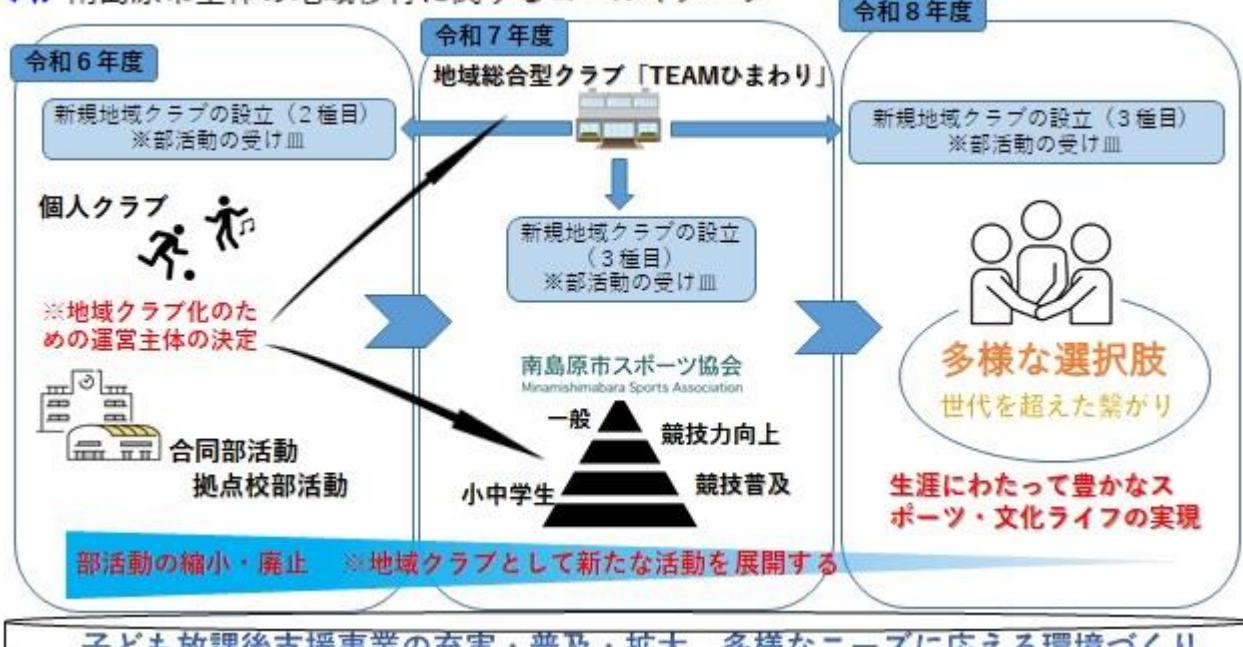


令和6年度の具体的取組

- 受け皿となる新規クラブチーム（女子バレーボール・硬式テニス＆軟式テニスの2競技）の設立
・実施日時、回数：新規設立地域クラブの体験会実施 日曜日 年間35回
・活動内容：体験会を通して、活動が困難な部活動の受け皿として地域クラブへの移行を図る。
・活動場所・施設：市内社会体育施設（南島原市南有馬町を中心に活動）

(2) 南島原市地域展開ロードマップ

南島原市全体の地域移行に関するゴールイメージ



III 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされることが必要である。

一方、児童生徒のバランスのとれた生活と成長の確保、スポーツ障害の予防などの観点から、適切な休養日を確保することも重要であり、将来を担う児童生徒にとって、望ましい大会等の在り方を整備していく必要がある。

1 児童生徒の大会等への参加機会の確保

- (1) 中学校等の児童生徒を対象とする大会等の主催者は、児童生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、県大会及び郡市町大会等において見直しを行う必要がある。

例えば、既に日本中学校体育連盟（以下「日本中体連」という。）においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定し、その参加資格の拡大を着実に実施することとなっている。あわせて、県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）においても、令和5年度の「長崎県中学校総合体育大会」から、学校単位に加えて、地域スポーツクラブも参加ができるように決定している。県中体連主催の大会においては、今後の日本中体連の方針等を踏まえながら段階的に望ましい大会の在り方について検討していくとしている。

- (2) 市教育委員会は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

- (3) 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いや参加登録の在り方について、隨時、実態に応じた見直しを図り、児童生徒にとって望ましい大会とする。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

- (1) 大会等への参加の引率

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

- (2) 大会運営への従事

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を任せ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 市教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。

地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

エ 市教育委員会及び校長は、スポーツ・文化団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、教員等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

オ 大会等の主催者は、必要に応じ、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組等との連携を図る。

3 児童生徒の安全確保

- (1) 大会等の主催者は、参加する児童生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば原則として空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける。
- (2) 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少くないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の児童生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。
- (3) 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、児童生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 県大会をはじめとする大会等の在り方

- (1) 大会等の主催者は、発育・発達期にある児童生徒にとっての大会の意義を、本方針の趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、児童生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等に見直す。
- (2) 大会等の主催者は、大会の開催回数について、児童生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。
- (3) 県中体連、県中文連及び郡市町中体連並びに、県・市町教育委員会は、学校の協議会等の場を活用し、中学校の児童生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、児童生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、県教教育委員会が定めた「学校単位で参加する大会等の見直しについて」（平成31年1月23日付、30教体第405号及び令和元年9月11日付、31教文第565号）に則り、地域クラブが参加する大会数の上限を年間10大会程度に定める。
- (4) 校長や地域クラブ活動の運営主体・実施主体は、県中体連及び市中体連並びに県・市教育委員会が定める前記の上限等を踏まえ、児童生徒の教育上の意義や児童生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

- (5) 大会等の主催者は、児童生徒・保護者・指導者の負担や実情を踏まえ、適切な大会規模や日程等の在り方を検討する。また、原則、家庭の日（毎月第3日曜日）に大会等の開催を行わないように努めること。
- (6) 大会等の主催者は、スポーツ・文化に親しむことや児童生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む児童生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。
- (7) スポーツ団体、文化芸術団体は、例えば、大会等の開催と併せて児童生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化に親しみたい児童生徒や、複数の運動種目等を経験したい児童生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

終わりに

- 地域クラブ活動は、児童生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な活動である。
- スポーツ活動においては、児童生徒の「スポーツ障害の予防」や「生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現」を第一に目指し、スポーツ医・科学的な見地から休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、児童生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの發揮や本人のやる気・意欲の向上にも結びつき、本市の競技力向上にもつながるものと考える。
- 文化活動においては、子どもたちが生涯にわたって文化等の活動に親しむことを第一に目指し、望ましい生活習慣の確立の観点から休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、児童生徒のバランスのとれた生活や成長にも結びつき、本市の文化等の活動の活性化にもつながるものと考える。
- 少子化が進む中、今後の学校部活動については、学校単位だけで運営することが厳しくなっており、将来にわたり、子どもたちがスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保するためには、地域に活動を展開することが重要になってくる。
- 本市においては、令和5年6月から「南島原市部活動の在り方に関する検討委員会」を設置し、今後の学校部活動の地域展開における現状や課題を分析・整理し、本市が目指す改革の方向性等について議論を重ねてきた。学校、スポーツ・文化団体等においては、本市の方針を踏まえつつ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、児童生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な地域展開の取組を進めていく。
- 市教育委員会においては、本方針について、着実な実施を図るとともに国の改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。